

日本語教育機関認定法 よくある質問集（令和５年１１月時点）

※質問や内容については、検討状況により、随時更新してまいります。

【認定日本語教育機関、登録日本語教員】

Q 1 新たな制度ができて、法務省告示機関制度の何が変わるのですか。

A 法務省令を改正し、認定日本語教育機関であることを、在留資格「留学」による生徒の受け入れを認める要件とします。

Q 2 施行までどのようなスケジュールで進めるのですか。

A 今後、文化審議会の中に設けられたワーキンググループにおいて、認定日本語教育機関の認定基準の策定に係る具体的な検討を行っています。省令案などのパブリックコメントを行い、その結果を踏まえて秋以降に政省令案などを取りまとめる予定です。その後、申請のための手引を作成し、年明けには周知のための説明会を開く予定です。

Q 3 法務省告示機関はいつまでに認定を取る必要があるのですか。

A 法施行後、５年間は、現行の法務省告示機関も留学生の受け入れができるよう、経過措置が設けられる予定です。この期間を超えて引き続き在留資格「留学」により生徒を受け入れる場合は、令和１０年度末までに文部科学大臣の認定を受けて体制を整える必要があります。

Q 4 制度の詳細については、どこに聞けばよいですか。

A 新たな制度にかかることは、文化庁国語課 (nihongo@mext. go. jp) に、法務省告示機関制度にかかることは、地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

Q 5 現職の日本語教員は、新たな制度で何が変わるのですか。

A 認定日本語教育機関で教育課程を担当する者は、登録日本語教員である必要があります。登録日本語教員となるためには、日本語教員試験の合格及び実践研修の修了が必要となります。

現職の日本語教員については、文部科学省令において、一定の基準を満たす場合には、試験や実践研修の免除の措置を講ずることを検討しております。決定次第、HPなどでお知らせします。

Q 6 認定日本語教育機関の認定基準は、いつごろ決定されますか。

A 今後、審議会等における議論を踏まえ、新制度の円滑な移行が図られるよう、できるだけ早い時期に決定したいと考えております。決定の前には、秋頃までにパブリックコメントなどの実施、決定後には、年明には説明会の実施等の周知を行う予定です。

Q 7 新制度による認定日本語教育機関の申請はいつごろから相談できますか。

A 法律の施行が令和6年度からとなるため、施行後の令和6年4月以降に、令和7年4月開設分の申請を受け付ける予定です。具体的な申請時期等を含めた詳細は、認定基準の決定後の令和6年1月以降に実施予定の説明会等でお示ししていきたいと考えています。

なお、現に開設準備を進めている等の事情により令和6年10月期に開設を希望される場合は、法務省告示機関制度において対応いたしますので、令和5年9月末までに最寄りの地方出入国在留管理局までご相談ください。

Q 8 新制度では教育機関の認定は、これまで同様に年2回行うのですか。

A 基本的にその方向で考えていますが、検討して今後お示ししていきます。

Q 9 法務省告示機関に関する各種手続きは、引き続き入管庁で受付を行うのですか。

A 法務省告示機関に係る各種変更手続き、告示基準に基づく各種報告については、引き続き地方出入国在留官署で受付を行う予定です。

Q10 これまで日本語教育機関の告示基準によって課せられた義務は引き続き履行する必要があるのですか。

A 法律の施行後においても、経過措置期間中に、認定を受けていない法務省告示機関は、引き続き告示基準の義務を履行していただく予定です。

Q11 日本語教育機関の告示基準附則における専任教員数の経過措置については、法律の施行後も継続予定ですか。

A 告示基準の附則における定員に対する専任教員数の経過措置につきましては、法の施行後は現行の基準（定員60人につき1人以上）が少なくとも1年間は適用される方向で検討中です。

【登録実践研修機関、登録教員養成機関】

Q12 施行までどのようなスケジュールで進めるのですか。

A 法律成立後、文化審議会の中に設けられたワーキンググループにおいて、基準の策定に係る具体的な検討を行います。秋頃までに省令案のパブリックコメントを行い、その結果を踏まえて秋以降に政省令案などを取りまとめる予定です。その後、申請のための手引を作成し、年明け後に周知のための説明会を行う予定です。

Q13 いつから登録のための相談をすることができますか。

A 法律の施行後である令和6年度より登録申請に向けた事前相談を行い、令和6年内には登録ができるように進めてまいります。

Q14 現行の大学及び大学院における26単位以上又は45単位以上の日本語教師養成課程や、文化庁に届け出た420単位時間以上の日本語教師養成研修の修了者はどうなりますか。

A 現行の告示基準を満たす養成課程や養成研修の修了者については、法施行後5年間で予定している移行措置期間に存続する法務省告示機関で勤務することが可能です。また、法施行後5年間は、新制度による認定日本語教育機関においても経過措置として勤務を可能とする予定です。その上で、修了された養成課程や養成研修の内容に応じ、現職の教師であることや講習の修了等の要件を満たせば、新制度の登録日本語教員の登録において、試験の一部や実践研修の免除をすることを検討しており、決定次第HPなどでお知らせします。

Q15 日本語教育機関の告示基準における420単位時間以上の日本語教師養成研修について、新設のための文化庁への届出はいつまで受け付けられますか。

A 日本語教育機関の告示基準に規定する養成研修の新たな届出は、新制度の施行に伴い、令和5年度末までとする予定です。ただし、届出に当たっては、文化庁国語課への事前の相談を必ず令和5年12月末までに開始するようにしてください（※令和5年12月末までに相談を開始した場合でも要件が整った届出が令和5年度末までに実施できることを確約するものではありません。）。なお、既存の養成課程や養成研修は、法施行後も継続して実施することができ、その修了者の扱いはQ14の回答のとおりです。

Q16 制度の詳細については、どこに聞けばよいですか。

A 文化庁国語課 (nihongo@mext. go. jp) にお問い合わせください。

【日本語教員試験】

Q17 具体的なスケジュールはどうなっていますか。

A 令和5年度は、施行試験を実施することとしております。その結果を踏まえ、令和6年度には、年度当初に指定試験機関を指定した上で、令和6年内に第1回目の試験を実施する予定です。

試験に関する具体的な内容は、今後決定してまいります。